

議第176号

阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路1号線等の料金の額の変更
に係る同意について

阪神高速道路株式会社が別添のとおり京都市道高速道路1号線及び京都市道高速道路2号線の料金の額を変更するため、道路整備特別措置法第3条第6項の規定による変更の許可を受けることについて、同条第7項において準用する同条第3項の規定に基づき、同意する。

平成21年2月19日提出

京都市長 門川大作

提案理由

京都市道高速道路1号線等の道路管理者として同意する必要があるので提案する。

議第176号

「阪神高速道路株式会社による京都市道高速道路1号線等の料金の
額の変更に係る同意について」別添資料

京都市道高速道路1号線等に関する事業

平成21年3月

阪神高速道路株式会社

京都市道高速道路1号線等に関する事業の変更について

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「京都市道高速道路1号線等に関する事業」の一部を次のように改正する。

1. 別紙3記〔1〕1(1)中

「大型車〔車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。〕

900円

普通車（大型車以外の自動車をいう。以下同じ。）

450円

」を
「普通車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車、小型自動車、普通自動車で乗車定員が29人以下のもののうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のものをいう。以下同じ。）

450円

大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）

900円

に改める。

2. 別紙3記〔1〕1(2)中「（平成17年10月1日）第2条第1号」を「（平成20年12月1日。以下「利用規程」という。）第3条第1号」に改める。

3. 別紙3記〔1〕2(1)①中「カード（ただし、阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカード（以下「ETCクレジットカード」という。））」を「クレジットカード」に、「六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。以下同じ。）のうち会社」を「阪神高速道路株式会社（以下「会社」という。）」に改め、同①の下に「なお、上記にいう「ETCクレジットカード」は、会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードを、「ETCパーソナルカード」は、六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与を受けたETCカードをいう（以下同じ。）。」を加える。

4. 別紙3記〔1〕2(1)②イ中「カード」を「クレジットカード又はETCパーソナルカード」に改め、「1ヵ月の合計額」の下に、「（平成18年3月31日付け阪高計画

第 84 号で申請し、同日付けで許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」のうち本文記 1 高速道路の路線名中①から⑩の路線（ただし、同別紙 3 記〔1〕1 (3)の区間のみを通行する自動車を除く。以下「阪神圏」という。）における月間利用額と合算して計算する。）を加える。

5. 別紙 3 記〔1〕2(1)②ロ中「カード」を「クレジットカード又は ETC パーソナルカード」に、「500」を「100」に改め、「等」を削る。

6. 別紙 3 記〔1〕2(1)②ハ中「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」の前に「イ及びロに定めるほか、」を加え、「記イに定める表又は記ロに定める」を「付与されるポイント又は」に改める。

7. 別紙 3 記〔1〕2(2)中「事業者向け」の下に「大口・」を加える。

8. 別紙 3 記〔1〕2(2)①「ETC システム取扱道路管理者（六会社及び公社等をいう。）を「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」という。）が別に定める約款（以下「利用約款」という。）により、三会社が実施する大口・多頻度割引の適用に関する契約を三会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて契約相手方の会社に利用約款第 4 条第 2 項第 1 号に規定する車載器管理番号の届出がなされた、利用規程第 3 条第 1 号に規定する車載器（以下「車載器」という。）を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして当該会社」に、「を受けた」を「された」に改める。

9. 別紙 3 記〔1〕2(2)②イ中「料金の額に応じた」を「車両単位」に、「カード」を「コーポレートカード」に、「ただし、100 円未満切り捨てとする」を「阪神圏における月間利用額と合算して計算する」に、表の「月額利用実績」を「月間利用額区分」に改める。

10. 別紙 3 記〔1〕2(2)②ロを同ハとし、同イの次に次を加える。

ロ 契約単位割引

記①に定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計額（阪神圏における月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が 100 万円を超え、かつ、利用者の自動車 1 台当たりの月間平均利用額が 5,000 円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計額に対し、5%の割引率を適用する。

11. 別紙 3 記〔1〕2(3)①中「(ETC システム利用規定第 2 条第 1 号に規定する車載器をいう。以下同じ。)」を削る。

12. 別紙 3 記〔1〕2(4)①中「、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカード」を削る。

13. 別紙3記〔1〕2(4)②中「パーセント」を「%」に改める。
14. 別紙3記〔1〕2(5)②中「パーセント」を「%」に改める。
15. 別紙3記〔1〕2(6)中「期間限定」を削る。
16. 別紙3記〔1〕2(6)②中「する」を削り、
「大型車 200円 を、「普通車 100円 に改める。
普通車 100円」 大型車 200円」
17. 別紙3記〔1〕2(9)③中「事業者向け」の下に「大口・」を加え、「期間限定」を「E T C前納割引、時間帯割引及び」に改め、「及びE T C前納割引」を削る。

18. 別紙3記〔1〕2(9)③イ中の表

「

	マイレージ				
多頻度	×	多頻度			
前納	×	×	前納		
単路線	○	○	○	単路線	

○…適用あり
×…適用なし

」を

「

	マイル				
大口・多頻度	×	大口・多頻度			
前納	×	×	前納		
時間帯	○	○	○	時間帯	
単路線	○	○	○	○	単路線

○…重複適用あり
×…重複適用なし

」

に改め、「マイレージポイントサービス、」の下に「大口・」を、「事業者向け」の下に「大口・」を、「E T C前納割引、」の下に「「時間帯」は時間帯割引、」を加え、「期間限定」を削る。

19. 別紙3記〔1〕2(9)③ロ中の表

「

適用の順序	割引の種類
1	期間限定 ETC 単路線割引
2	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け多頻度割引又は ETC 前納割引

」を

「

適用の順序	割引の種類
1	ETC 単路線割引
2	時間帯割引
3	一般向けマイレージポイントサービス、事業者向け大口・多頻度割引又は ETC 前納割引

」に改め、同(9)を

同(10)とする。

20. 別紙3記〔1〕2(8)中「② 割引率」の下に「等」を、「実験内容に合わせて割引率」の下に「等」を加え、同(8)を同(9)とする。

21. 別紙3記〔1〕2(7)②中「割引率は 50 パーセント以下とし、」を削り、「企画割引ごとに」の下に「企画内容に合わせて」を、「割引率を」の下に「適宜」を加え、同(7)を同(8)とする。

22. 別紙3記〔1〕2(6)の次に次を加える。

(7) 時間帯割引については、以下のとおりとする。

① 割引を適用する自動車
ETC車

② 割引額

イ 区分及び時間帯に応じた割引

次の表に定める区分及び時間帯に通行する場合に同表の割引額を適用する。

(イ) 平成 21 年 4 月 1 日から別紙 1-1 と別紙 1-3 に定める区間とが別紙 1-2 に定める区間によって接続するまでの間における割引額

イ) 別紙 1-1 に定める区間又は別紙 1-3 に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前 17:00以後～20:00前	100円	200円
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び会社が別に定める日とし、平日（月曜日～金曜日）は、祝日以外の日とする（以下同じ。）。

ロ) イ) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前 17:00以後～20:00前	200円	400円
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

(ロ) 別紙1-1と別紙1-3に定める区間とが別紙1-2に定める区間によって接続してから平成30年3月31日までの間における割引額
イ) 別紙1-1に定める区間のみ通行する場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前 17:00以後～20:00前	200円	400円
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

ロ) イ) に定める通行以外の通行の場合

区分	時間帯	割引額	
		普通車	大型車
平日 (月曜日～金曜日)	6:00以後～9:00前 17:00以後～20:00前	150円	300円
土曜日・日曜日・祝日	0:00以後～24:00前		

ロ 弾力的な割引

機構への貸付料の支払いに支障のない範囲で記イ)に定める表の変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届出をする。

23. 別紙3記〔2〕中「この申請に係る路線又は区間が供用開始された日」を「平成20年1月19日」に改め、「平成62年9月30日までとする。」の下に「ただし、

平成 20 年 1 月 19 日において未供用の路線又は区間については、供用開始の日から平成 22 年 9 月 30 日までとする。」を加える。

24. 別紙 3 記〔3〕2(1)中「この申請事項中、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードを使用して通行料金の納付を行う路線バスに対する記〔1〕2(4)に定める割引の適用については、」を「記〔1〕2(2)②ロに掲げる事項は」に、「実施する」の下に「ものとする」を加える。

25. 別紙 3 記〔3〕2(2)中「この申請事項中、」を削り、「本申請に係る路線又は区間が供用開始された日から会社が別に定める日まで」を「別紙 1-1 と別紙 1-3 に定める区間とが別紙 1-2 に定める区間によって接続するまでの間」に改める。

26. 別紙 3 記〔3〕2(3)を同(4)とし、同(2)の次に次を加える。

(3) 平成 21 年度における会社が別に定める日までの間においては、記〔1〕2(1)②ロに定める割引の適用については、ポイントが 500 ポイント以上の場合にのみ適用するものとする。

以上